

福岡都市計画公園の変更(志免町決定)

都市計画公園2・2・4008号中の坪公園を次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
街区公園	2・2・4008	中の坪公園	志免町志免中央一丁目	約0.48ha	区域の変更

「区域は計画図表示のとおり」

理由

志免町では、消費生活相談事業を含めた総合的広域的な防犯事業を展開するための「防犯拠点施設」の建設を計画しています。

施設建設用地の場所として本公園の南側の一部区域をあてるため、当該区域を除外するよう区域変更を行うものです。

理由

中の坪公園は、公共公益施設が集積した町の中心部に位置した街区公園であり、昭和52年に約0.52haの児童公園として計画決定し、昭和53年3月に供用され地域住民の憩いの場や、子どもの遊び場として町民に親しまれ現在に至っています。

平成23年には公園の区域を、隣接する志免町民体育館との調和と利便性の向上を図るため、従前の公園の南側の区域を含めた区域に変更し、現在、隣接施設と連携・一体化した改修を行っており、平成26年に供用開始できるよう整備を進めています。

また現在、本町では消費生活トラブルなどに対応する消費生活相談事業を含む総合的防犯事業を展開するため、交番を併設した「防犯拠点施設」の建設を計画しており、志免町・須恵町・宇美町3町の広域活動拠点として安全・安心なまちづくりの実現に繋げるために、効果的効率的な施設設置場所の選定が求められています。

本町は特に近年、町の西部地区が人口増加を続けており、町内における犯罪の発生も町の中央部・西部地区で町内全体の約75%を占めるなど、多発化の傾向にあります。

地理的状況を踏まえたうえで、防犯拠点となる施設の設置場所としては、警察活動の機動性や広域住民の利便性などから考えて、本町では県道68号線と県道24号線が交差する町の中心部が最も適しており、その場所に位置する本公園の一部の区域を、施設建設用地に選定しました。

そこで今回、施設建設用地としての区域を確保するため、本公園の区域変更を行うものです。

本公園の変更区域は、現在公園の南側の交差点に面している一部区域を除いた区域とし、面積規模は現在の公園面積約0.52haから約0.48haへの変更とします。

なお、本町では本公園の近隣地域に、約1.5haの面積の新たな公園を今後設置することとしており、平成27年に予定する新公園の供用開始を行うことにより、町内における適正な規模の都市公園の維持・活用を図ることとしています。